

古民家ホテル ほさかや

グランピング ほさかや

宿泊約款

株式会社アイ・ディー・エス・企画
2024年11月1日制定

(適用範囲)

- 第1条** 当施設が宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令等（法令又は法令に基づくものをいう。以下同じ。）又は一般に確立された慣習によるものとします。
2. 当施設が、法令等及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

(宿泊契約の申込み)

- 第2条** 当施設に宿泊契約の申込みをしようとする者は、次の事項を当施設に申し出ていただきます。
- (1) 宿泊者名、住所、電話番号、国籍
(2) 宿泊日及び到着予定時刻
(3) 宿泊料金（原則として別表第1の宿泊料金による。）
(4) その他当施設が必要と認める事項
2. 宿泊客が、宿泊中に前項第2号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当施設は、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申し込みがあったものとして処理します。

(宿泊契約の成立等)

- 第3条** 宿泊契約は、当施設が前条の申し込みを承諾したときに成立するものとします。
2. 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間の宿泊料金全額を、当施設が指定する日までに、第12条第2項に定める方法によりお支払いいただきます。
3. 次の各号のいずれかの場合には、宿泊契約はその効力を失うものとします。
- (1) 当施設が指定した日までに、前項の宿泊料金全額のお支払いがない場合
(2) 当施設が前条第1項第1号の申出に係る宿泊者と連絡をとることができない場合（宿泊者が連絡を拒絶したときを含む。）。
4. 前項第2号の場合、受領済みの宿泊料金は、返還しません。

(施設における感染防止対策への協力の求め)

- 第4条** 当施設は、宿泊しようとする者に対し、旅館業法（昭和23年法律第138号）第4条の2第1項の規定による協力を求めることができます。

(宿泊契約締結の拒否)

- 第5条** 当施設は、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。ただし、本項は、当施設が旅館業法第5条に掲げる場合以外の場合に宿泊を拒むことがあることを意味するものではありません。
- (1) 宿泊の申し込みが、この約款によらないとき。
(2) 満室（員）により客室の余裕がないとき。
(3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
(4) 宿泊しようとする者が、次のイからハに該当すると認められるとき。
- イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規

- 定する暴力団（以下「暴力団」という。）、同法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力
- ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
 - ハ 法人でその役員のうち暴力団員に該当する者があるもの
- (5) 宿泊しようとする者が、他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
 - (6) 宿泊しようとする者が、旅館業法第4条の2第1項第2号に規定する特定感染症の患者等（以下「特定感染症の患者等」という。）であるとき。
 - (7) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき（宿泊しようとする者が障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「障害者差別解消法」という。）第7条第2項又は第8条第2項の規定による社会的障壁の除去を求める場合は除く。）。
 - (8) 宿泊しようとする者が、当施設に対し、その実施に伴う負担が過重であって他の宿泊者に対する宿泊に関するサービスの提供を著しく阻害するおそれのある要求として旅館業法施行規則第5条の6で定めるものを繰り返したとき。
 - (9) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
 - (10) 山梨県旅館業法施行条例第6条の規定する場合に該当するとき（宿泊しようとする者が泥酔者で、他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき）。
 - (11) 実際に宿泊しようとする者が未成年者のみのとき（宿泊契約の申込みをした者が成年であっても同様である。）。

（宿泊契約締結の拒否の説明）

第5条の2 宿泊しようとする者は、当施設に対し、当施設が前条に基づいて宿泊契約の締結に応じない場合、その理由の説明を求めることができます。

（宿泊客の契約解除権）

第6条 宿泊客は、当施設に申し出て、宿泊契約を解除することができます。

2. 当施設は、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合は、**別表第2**に掲げるところにより、違約金を申し受けます。
3. 当施設は、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後8時（あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を2時間経過した時刻）になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

（当施設の契約解除権）

第7条 当施設は、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。ただし、本項は、当施設が旅館業法第5条に掲げる場合以外の場合に宿泊を拒むことがあることを意味するものではありません。

- (1) 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき。
- (2) 宿泊客が次のイからハに該当すると認められるとき。
 - イ 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力
 - ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
 - ハ 法人でその役員のうち暴力団員に該当する者があるもの
- (3) 宿泊客が他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
- (4) 宿泊客が特定感染症の患者等であるとき。
- (5) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき（宿泊客が障害者差別解消法第7条第2項又は第8条第2項に規定による社会的障壁の除去を求める場合は除く。）。
- (6) 宿泊客が、当施設に対し、その実施に伴う負担が過重であって他の宿泊者に対する宿泊に関するサービスの提供を著しく阻害するおそれのある要求として旅館業法施行規則第5条の6で定めるも

のを繰り返したとき。

- (7) 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。
 - (8) 山梨県旅館業法施行条例第6条の規定する場合に該当するとき（宿泊しようとする者が泥酔者で、他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき）。
 - (9) 寝室での寝たばこ、消防用設備等に対するいたずら、その他当施設が定める利用規則の禁止事項（火災予防上必要なものに限る。）に従わないとき。
 - (10) 実際の宿泊客が未成年者のみのとき（宿泊契約の当事者が成年であっても同様である。）。
2. 当施設が前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がいまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。

（宿泊契約解除の説明）

第7条の2 宿泊客は、当施設に対し、当施設が前条に基づいて宿泊契約を解除した場合、その理由の説明を求めることができます。

（宿泊の登録）

第8条 宿泊客は、宿泊日当日、当施設の管理棟受付において、次の事項を登録していただきます。

- (1) 宿泊客の氏名、住所及び連絡先
 - (2) 日本国内に住所を有しない外国人にあつては、国籍及び旅券番号
 - (3) その他施設が必要と認める事項
2. 宿泊客が第12条の料金の支払いを、旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれらを呈示していただきます。

（客室の使用時間）

第9条 宿泊客が当施設の客室を使用できる時間は、午後3時から翌朝10時までとします。ただし、連続して宿泊する場合には、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。

2. 当施設は、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の便用に応じることがあります。この場合において、超過時間は2時間を限度とし、追加料金として1棟につき超過時間1時間当たり10,000円を申し受けます。

（利用規則の遵守）

第10条 宿泊客は、当施設内においては、当施設が定めた**利用規則**及び当施設内の掲示物に従っていただきます。

（営業時間）

第11条 当施設の主な施設等の営業時間は次のとおりとし、その他の施設等の詳しい営業時間は備付けパンフレット、各所の掲示、管理棟受付等で御案内いたします。

- (1) 管理棟受付時間：午前9時から午後6時
 - (2) オプション販売（サウナ薪、ストーブ薪など）時間：午前9時から午後6時
 - (3) 売店（飲料水、酒、スナック菓子等販売）開店時間：午前9時から午後6時
2. 前項の時間は、必要やむを得ない場合には臨時に変更することがあります。その場合には、適当な方法をもってお知らせします。

（料金の支払い）

第12条 宿泊客が支払うべき宿泊料金は、**別表第1**に掲げるところによります。

2. 宿泊料金等の支払いは、通貨又はAirペイ（エアペイ。株式会社リクルートが運営する決済サービス）による決済が可能なクレジットカード、電子マネー等により行っていただきます。
3. 当施設が宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

（当施設責任）

第13条 当施設は、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当施設の責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。

2. 当施設は、万一の火災等に対処するため、旅館賠償責任保険に加入しております。

(契約した客室の提供ができないときの取扱い)

第14条 当施設は、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できないことについて、当施設の責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

(持ち込み物品等の取扱い)

第15条 当施設は、宿泊客が当施設内にお持ち込みになった物品又は現金並びに貴重品等一切のもの（以下本条において「物品等」といいます。）を保管・お預かりしません。宿泊客は、御自身の責任で物品等を保管してください。貴重品・高価品のお持ち込みはお断りいたします。

2. 当施設の故意又は過失により、物品等に滅失、毀損等の損害が生じたときは、当施設は、その損害を賠償します。ただし、宿泊客からあらかじめ種類及び価額の明告のなかったものについては、当施設に故意又は重大な過失がある場合を除き、5万円を限度として、当施設はその損害を賠償します。

(宿泊客の手荷物又は携帯品の保管)

第16条 宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当施設に到着した場合は、その到着前に当施設が了解したときに限って宿泊する棟に運び入れて保管するものとします。

2. 宿泊客がチェックアウトした後、手荷物又は携帯品が当施設に置き忘れられていた場合において、その所有者が判明したときは、当施設は、当該所有者に連絡をするとともにその指示を求めるものとします。ただし、所有者の指示がない場合又は所有者が判明しないときは、生もの等の食品及び客観的に明らかな無価値物については廃棄し、その余のものについては、発見日を含め7日間保管し、その後最寄りの警察署に届けます。
3. 前2項の場合における宿泊客の手荷物又は携帯品の保管についての当施設の責任は、第1項の場合にあつては前条第1項の規定に、前項の場合にあつては同条第2項の規定に準じるものとします。

(駐車場の責任)

第17条 宿泊客が当施設の駐車場をご利用になる場合、当施設は場所をお貸しするものであつて、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理に当たり、当施設の故意又は過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。

(宿泊客の責任)

第18条 宿泊客の故意又は過失により当施設が損害を被ったときは、当該宿泊客は当施設に対し、その損害を賠償していただきます。

別表第1 宿泊料金（第2条第1項及び第12条第1項関係）

古民家ホテル ほさかや 【1棟貸し切り 1泊宿泊料金（税込）】			
宿泊客数（人）	平日（円）	土日祝日（円）	年末年始・GW特別料金（円）
1	50,000	65,000	78,000
2	55,000	70,000	84,000
3	60,000	75,000	90,000
4	65,000	80,000	96,000
5	70,000	85,000	102,000
6	75,000	90,000	108,000

グランピング ほさかや 【南棟・北棟 1棟当たり 1泊宿泊料金（税込）】			
宿泊客数（人）	平日（円）	土日祝日（円）	年末年始・GW特別料金（円）
1	40,000	50,000	60,000
2	45,000	55,000	66,000
3	50,000	60,000	72,000
4	55,000	65,000	78,000

※ 18歳以上の宿泊客数1人につき満5歳以下の児童1人までは、宿泊客数に含めずに宿泊料金を算定するものとします（例①：18歳以上の宿泊客数2人と満5歳以下の児童2人が宿泊する場合、上記の表において「宿泊客数」を2人として宿泊料金を算定します。例②：18歳以上の宿泊客数2人と満5歳以下の児童3人が宿泊する場合、上記の表において「宿泊客数」を3人として宿泊料金を算定します。）。ただし、宿泊客数に含めない児童についてリネン（寝具）及びアメニティは提供しません。宿泊客数に含めない児童についてもリネン（寝具）及びアメニティを希望する場合には、宿泊料金として、児童1人当たり5,000円（税込）を申し受けます。

別表第2 違約金（第6条第2項関係）

無断不泊の場合	宿泊料金額の100%
宿泊予定日当日の解除の場合	宿泊料金額の100%
宿泊予定日3日前の解除の場合	宿泊料金額の100%
宿泊予定日7日前の解除の場合	宿泊料金額の50%
宿泊予定日10日前の解除の場合	宿泊料金額の30%